15. 実務法学研究科

I	実務法学研究	に科の研究目的と!	特徴		•	•	•	1 5 - 2
II	分析項目ごと	この水準の判断	• •	•	•	•	•	15 - 3
	分析項目I	研究活動の状況	•	•	•	•	•	15 - 3
	分析項目Ⅱ	研究成果の状況	•	•	•	•	•	15-6
Ш	質の向上度の)判断 ・・・・		•	•	•	•	15-7

I 実務法学研究科の研究目的と特徴

- 1 本研究科は,高度専門職業人としての法曹養成に特化したわが国初の専門職大学院(法 科大学院)であり、平成 16 年4月に設置されたものである。本研究科は、こうした専 門職大学院としての特性を踏まえ、以下のような研究目的を設定している。
 - (1) 本学の地域性・立地性・拠点性(新潟県域から東北アジアまで)を活かした, 独創性に富む法律学の研究を推進する。
 - (2) 実務の動向を踏まえた法律学の実践的研究を推進する。
 - (3) 地域社会のニーズに即して、地域社会の活性化に寄与するための研究を推進する。
 - (4) 法律学における基礎研究を推進する。
 - (5) 法科大学院における教授方法の研究を推進する。
- 2 また、こうした目的を達成するために、新潟大学の研究目標、特に「特色ある研究、 社会的要請の高い研究、本学の地域性に立脚した研究を推進する。また、新しい研究分 野を体系的に開拓する方向性を重視する。研究成果を組織的効果的に社会に還元し、地 域社会の活性化に貢献する」という目標を踏まえ、以下のような研究目標を設定してい る。
 - (1) 法曹実務家との共同研究を推進する。
 - (2) 産業界,地方自治体との連携強化を図るために,講演会・シンポジウムを開催する。
 - (3) 地域に関わる法学の先端分野の情報を地域に積極的に発信するとともに、地域 住民に対する法律相談を実施する。
 - (4) 国際交流協定締結機関と連携・協力して比較法研究を推進する。
- 3 本研究科は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、「理論と実務との架橋を強く意識した」教育・研究機関である。そこで、教育と研究の相互作用を重視し、研究成果を教育へと還元するという観点から、本研究科開設以来、上記研究目的のうち、たとえば要件事実論や量刑論等の「実務の動向を踏まえた法律学の実践的研究」に加えて、教授方法に関する蓄積が乏しい「法科大学院における教授方法の研究」を重点的に行っている。特に、「法科大学院における教授方法の研究」については、平成16年度文部科学省「専門職大学院等形成支援プログラム」に本研究科単独事業として採択された「法学未修者に対する導入教育プログラムの開発ー民事法教育を中心にして一」に関する研究を3年間にわたり実施している。

「想定する関係者とその期待]

想定する関係者は、法学研究者、法曹実務家、法科大学院教員・学生、地域社会構成員 と多岐にわたる。したがって、こうした関係者からの期待も多岐にわたるが、法科大学院 としての本研究科の特性からして、主たる期待は、まさに「実務の動向を踏まえた法律学 の実践的研究」および「法科大学院における教授方法」の研究であるといえよう。

Ⅱ 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 研究活動の状況

(1)観点ごとの分析

観点 研究活動の実施状況

(観点に係る状況)

法曹養成に特化した専門職大学院としての法科大学院は、わが国ではじめて誕生した新しい教育・研究機関であり、その教育方法・教育内容に蓄積がないことから、全専任教員が教授方法の立案とその実践および FD 活動等に多くの時間を割かざるを得ない状況にある。こうした傾向は、本研究科に固有のものではなく、法科大学院を設置した他大学にもみられる一般的なものである。このように研究科の設置前後を通じて専任教員が十分な活動時間を確保できない状況下においても、本研究科は、以下のような研究活動を行ってきている。

まず、個人研究については、活動自体は必ずしも高水準にあるとはいえないものの、研究業績(資料1)、科学研究費補助金の獲得状況(資料2)から明らかなように、限られた研究時間を有効に活用して一定水準の維持に努めている。また、資料3が示しているように、授業休業期間内を有効活用し、短期・長期海外研修、「内地留学」に基づく研究等の在外研究の機会を設け、資料収集、研究会・シンポジウム出席等を通じて、研究水準の維持・向上を図っている。さらに、法科大学院が「理論と実務との架橋を強く意識した」教育・研究機関であることから、教育と研究の相互作用を重視し、研究成果を教育へと還元するという観点から、従来、理論的な側面からの研究蓄積が乏しかった分野において、たとえば要件事実論や量刑論等に関する「実務の動向を踏まえた法律学の実践的研究」が行われるようになっている。

次に、共同研究は、大別すると、法学部教員及び内外法学・政治学研究者、実務法曹等 との定例合同研究会形式と特定領域重点型共同研究形式で行われている。前者の形式の研 究会として,「法学会研究会」,「公法研究会」,「社会保障法研究会」,「民事法研究会」(裁 判官,弁護士との合同研究会)がある(資料4)。いずれの研究会においても,主として(裁) 判例の研究を通じて実務の動向を踏まえた法律学の実践的及び基礎研究が主として行われ ているが、特に「法学会研究会」では、主として外国人研究者との間で比較法研究が行わ れている(資料5)。後者の形式の研究としては、法曹養成に特化した専門職大学院である という本研究科の特性から「法科大学院における教授方法」の研究を重点的に行っている。 特に,資料6に示したように,平成16年度文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援 プログラムに採択された「法学未修者向け導入教育プログラム開発-民事法を中心として - レを契機として、本研究科専任教員のみならず、他の法科大学院・法学部専任教員、法 曹実務家等との間で法学未修者に対する教授方法に関する共同研究を実施し,平成 19 年度 には「LS における法学未修者に対する民事法教育」と題するシンポジウムが本研究科を会 場として開催された。こうした研究の成果は、新入学者に対する導入教育の実践を通じて 検証を行った後,平成21年にプログラム教材として公刊する予定で準備を進めている。さ らに,法曹養成に特化した専門職大学院としての法科大学院においては,依頼者との面談, 交渉,説得等のリーガル・コミュニケーション(法的交渉)技法を学ばせる「ローヤリン グ」や、法律相談等を通じて法律実務に触れる方法を用いた臨床法学教育など、ほとんど 蓄積のない新たな教授方法の実践が求められている。

こうした教育は、教育と研究の相互作用を図るという観点から、新たな研究分野を生み出すに至っており、本研究科においても、新潟県弁護士会「法科大学院特別委員会」と連携して、定例研究会を毎月開催しており、その成果は、本研究科の教育内容において実践されるとともに、平成19年12月19日に早稲田大学で開催されたシンポジウムにおいて「新

新潟大学実務法学研究科 分析項目 [

潟大学 LS における臨床法学教育」と題して公表した。今後は、最近設立された「臨床法学教育学会」と連携して共同研究を推進する予定である。

資料 1 研究業績

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
(共) 著書	14	7	9	8
論文	27	32	25	29
解説等	49	55	58	51
学会報告等	15	28	18	11

資料 2 科学研究費補助金の獲得状況

	平成 1	6年度	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	申請	採 択	申請	採 択	申請採択		申請	採 択
基盤研究 (C)	8	3	14	2	9	1	6	1
萌芽研究	1	1	2	1				
若手研究 (B)	1				1		1	
合 計	10	4	16	3	10	1	7	1

資料3 在外研究の状況

24 11 = 1-71 77	, , ,	* **-					
平成 16 年度		平成 17 年度	-	平成 18 年度		平成 19 年度	Ę
研究地	人数	研究地	人数	研究地	人数	研究地	人数
ドイツ連邦共和国	2	大韓民国	1	アメリカ合衆国	1	大韓民国	1
ミャンマー連邦	1	フランス共和国	1	カナダ連邦共和国	1	中華人民共和国	1
連合王国	3	ドイツ連邦共和国	1	カンボジア王国	1	ニュージーランド	1
中華人民共和国	1	連合王国	1	ドイツ連邦共和国	1	連合王国	2
タイ王国	1	イタリア共和国	1	ロシア連邦	1	スペイン共和国	1
ネパール	1	ミャンマー連邦	1	連合王国	2	カンボジア王国	1
		ネパール	1	大韓民国	1		
		仙台	1	ネパール	1		
計	9 (9)	計	8(7)	計	9 (6)	計	7(6)

⁽注) ()内は実教員数。ただし、同一教員が複数国に渡航した場合を含む。

資料 4 研究会開催状況

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
法学会研究会	13 回	10 回	13 回	13 回
公法研究会	9 回	9 回	8 回	9 回
社会保障法研究会	11 回	11 回	12 回	11 回
民事法研究会	4 回	4 回	4 回	4 回

新潟大学実務法学研究科 分析項目 I

資料 5 法学会研究会主要研究テーマ

年 度	研 究 テ ー マ
	・中国物権法起草をめぐる問題点
	・介護保険法の制定・施行をめぐる政治過程
	• 行政事件訴訟法改正
平成 16 年度	・中国の法学教育
	・法科大学院における刑事法問題発見型授業
	・合衆国における解釈方法論争
	・最新の量刑事情について
	・対テロ戦争と人権
	•Trends in Anglo-American Tort Law and the Case of Auditor's Liability
平成 17 年度	・新司法試験・法科大学院時代における行政法
十八八十八	・中国経済法の理論問題
	• Judicial Activism for Social Justice in a Civil-Law State
	・離婚に伴う諸問題-日本と中国における法的対応-(シンポジウム)
	・コーポレート・ガバナンスの今日的課題-日本とカナダー(シンポジウム)
	・環境保護と裁判の機能
	・ヨーロッパ契約法
平成 18 年度	・中国における家庭内紛争解決の基本方式
	・司法制度改革と検察実務
	・フランス社会保障財政法律
	・ボアソナード既判力理論の現代的意義
	・ドイツにおける労働法・社会保障法の最近の動向
	・中国憲法をめぐる最近の議論
	・現代刑事司法の諸問題 -日本とカナダー (シンポジウム)
平成 19 年度	・司法における DNA 鑑定とカナダ刑事法
	・刑事手続きにおける科学的証拠の問題
	・裁判員制度導入後の鑑定の在り方
	・人体構成体の取り扱いと「人間の尊厳」

資料 6 専門職大学院形成支援・教育推進プロジェクト採択状況

年 度	採 択 プ ロ ジ ェ ク ト 名				
亚巴16 左连	「法学未修者向け導入教育プログラム開発-民事法を中心として-」(単独)				
平成 16 年度	「裁判と法実務の国際的体験研修プログラム」(九州大学・青山学院大学と共同)				
平成 17 年度	「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」(静岡大学・北海学園大学と共同)				
平成 19 年度	「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」(名古屋大学等と共同)				

観点 大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究 施設においては、共同利用・共同研究の実施状況

(観点に係る状況)

該当なし

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

研究会方式での共同研究及び「法科大学院における教授方法」の共同研究の活動状況は、個人又は法曹との共同により、従来、理論的な側面からの研究蓄積が乏しかった分野に関する研究や「理論と実務との架橋を図る」研究が行われるようになっているなど、その内容及び形式において、本研究科の研究目的・目標に照らして、想定する関係者の期待される水準にある。また、法科大学院の教育方法・教育内容に蓄積がないことから、教授方法の立案とその実践および FD 活動等に多くの時間を割かざるを得ない状況下で、全専任教員が限られた研究時間を有効に活用して一定の研究水準の維持に努めている。

以上の理由から、本研究科の研究活動の実施状況は、上記水準にあるものと判断した。

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(1)観点ごとの分析

観点 研究成果の状況(大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附 置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含 めること。)

(観点に係る状況)

個人研究の成果は、著書・論文等を通じて公表されている。実務の動向を踏まえた法律学の実践的研究、地域社会の活性化に寄与するための研究に重点が置かれる傾向がある。内容的には、「裁判員制度」、「教育基本法改正」、「コーポレート・ガバナンス」、「個人情報保護法」、「学生無年金障害者訴訟」等のアップ・ツー・デートなテーマに関するものが目立ち、当該年度の学界回顧記事に言及されたり、学術書等の文献目録に記載されたりするなど一定水準にあるものが少なくなく、また、いずれも本研究科の教育目的・目標に照らして適切な内容である。

共同研究の成果は、個人研究の成果に還元されている部分が存在するものの、特に本研究科が重点項目としている「法科大学院における教授方法」の研究成果は、文部科学省平成 19 年度大学教育改革プログラム合同フォーラム専門職大学院等教育推進プログラム法科大学院分科会「法科大学院における法学未修者教育の在り方」(平成 20 年 2 月 9 日於パシフィコ横浜会議センター)において公表された。公表内容は、1.研究の概要、2.対象の調査;「法学部出身者」と「法学部外出身者」の差異とは何か?、3.必要な工夫;法学部出身者・法学部外出身者毎の工夫、4.今後の課題①;教える側のスタンス・教授方法の工夫、5.今後の課題②;教材における工夫、である。なお、同研究成果は、来年以降順次公刊される予定である。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

研究業績の水準を判定する基準を設定すること自体が必ずしも容易なことではない。しかし、法科大学院がわが国ではじめて誕生した新しい教育・研究機関であり、その教育方法・教育内容に蓄積がないことから、想定する関係者の主たる期待は、「法科大学院における教授方法」の研究であり、質的には実効力のある実践的研究であるように思われる。個人研究に関しては、研究成果掲載書誌の性質、学界回顧記事等での言及・引用度、本研究科の目的・目標の達成度等から、そして共同研究に関しては、フォーラム及びシンポジウム等で公表した際の評価・注目度から判断して、上記水準にあるものと判断した。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例 1 「理論と実務との架橋を図る研究」(分析項目 I)

(質の向上があったと判断する取組)

法科大学院の専任教員は、「研究者教員」と「実務家教員」から構成され、両者の連携・協働により教育が行われるが、こうした連携・協働は、研究の質の向上に対しても多大な影響を与えている。すなわち、従来の法律学(実定法学)研究は、比較法的手法が中心であり、緻密な理論構築に走るあまり、実務の動向からの乖離が生じ、学説が(判例)実務を引きつけるという役割を演じがたい状況をもたらしていたように思われる。しかし、「研究者教員」と「実務家教員」との連携・協力は、まさにこうした乖離により生じた溝を埋め合わせ、「理論と実務との架橋を図る研究」を実施する原動力となっている。本研究科においても、「理論と実務との架橋を図る研究」(例えば、要件事実、量刑、刑事裁判における科学的証拠等)が行われ、従来、法曹実務家による研究が中心で研究者による研究が不十分であった分野に関して理論的な分析・考察が加えられた結果、「理論と実務との架橋に向けた研究水準の向上がみられるとともに、「実務の動向を踏まえた法律学の実践的研究を推進する」という本研究科の研究目的及び「法曹実務家との共同研究を推進する」という研究目標に照らしても適切な研究が行われるようになっている。

②事例2「新たな研究分野の開拓」(分析項目 I)

(質の向上があったと判断する取組)

法科大学院においては、蓄積の乏しい教育内容・方法の実践が求められているが、なかでも臨床法学教育(clinical legal education)は、最近新たに学会(「臨床法学教育学会」)が組織されたことからも明らかなように、全く新しいタイプの教育方法である。臨床法学教育は、広義では、臨床的手法(法律実務に触れる方法)を用いる法学教育を意味するが、狭義では、実務体験プログラムを意味する。臨床的法学教育を実践することは、特に、法の動態を体感させることによって、法理論教育で習得した知識を確認・発展させるとともに、実務上の基礎的なスキルを習得するうえで重要かつ効果的であるだけでなく、法曹となるモチベーションを高めるうえでも重要かつ効果的である。

しかし、こうした教育は、専門職大学院としての法科大学院が設置されて初めてその実践を開始したばかりである。本研究科では、「法科大学院における教授方法の研究を推進する」という研究目的を達成するという観点から、臨床法学教育を新たな研究分野として位置づけ、共同研究を実践している。このように新たな分野を開拓して研究を行うことは、研究全体の活性化と既存の理論法学分野に関する波及効果(実務の動向を踏まえた実定法学研究の推進に向けたモチベーションの強化等)をもたらし、「理論と実務との架橋」を達成することになる点において、研究の質の向上に大きく寄与するものといえる。